



事務連絡
令和2年11月12日

各 都道府県
保健所設置市
特別区 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医政局総務課

美容医療サービス等の自由診療における
インフォームド・コンセントに関する説明用資材の改定について

美容医療サービス等の自由診療については、「美容医療サービス等の自由診療におけるインフォームド・コンセントの取扱い等の徹底について」（平成30年12月14日付け厚生労働省医政局総務課長、医薬・生活衛生局医薬安全対策課長、医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課長通知）等により、インフォームド・コンセント及び医療機関の広告等の適正化に向けて適切な対応や周知を依頼してきたところです。

今般、糖尿病治療薬を適用外使用した自由診療に関連し、「「非吸収性充填剤を使用した豊胸術に関する共同声明」の送付について」（平成31年4月25日付け厚生労働省医政局総務課長通知）別添「美容医療の施術を受ける前にもう一度」のインフォームド・コンセントに関する説明用資材裏面の「参考にしてください～美容医療に関する新情報～」を、別添1（詳細版）、別添2（簡易版）のとおり、改定しましたので、消費者トラブルの未然防止のため、患者がインフォームド・コンセントに関する説明用資材等を活用し、医療従事者等に追加の説明を求める等の対応が促進されるよう、貴自治体の関係部署及び医師会等の関係団体と連携の上、地域住民に周知くださいますようお願いいたします。

また、医療に関する広告については、患者等の利用者保護の観点から、広告可能事項以外の国内未承認や適応外の医薬品等を用いた自由診療に関する広告は原則禁止されています。一定の条件を満たし、広告可能な場合であっても、例えば、

- ・ 一般人が広告内容から認識する「印象」や「期待感」と実際の内容との

間に相違があると言えるもの、

- ・ 科学的な根拠が乏しい情報であるにもかかわらず、特定の手術や処置等の有効性を強調、誘導するもの、

については、誇大な広告として禁止されており、改めて関係通知等をご確認いただき、引き続き、貴管内の関係団体、医療機関等への周知徹底や適切な指導等をお願いいたします。

(関係通知等)

- ・ 「美容医療サービス等の自由診療におけるインフォームド・コンセントの取扱い等の徹底について」（平成30年12月14日付け厚生労働省医政局総務課長、医薬・生活衛生局医薬安全対策課長、医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課長通知）
- ・ 「「非吸収性充填剤を使用した豊胸術に関する共同声明」の送付について」（平成31年4月25日付け厚生労働省医政局総務課長通知）
- ・ 「GLP-1受容体作動薬適応外使用に関する日本糖尿病学会の見解」（令和2年7月9日付け一般社団法人日本糖尿病学会）
- ・ 「報道発表資料」（令和2年9月3日付け独立行政法人国民生活センター）
- ・ 「医業若しくは歯科医業又は病院若しくは診療所に関する広告等に関する指針（医療広告ガイドライン）」（平成30年5月8日付け厚生労働省医政局長通知）
- ・ 「医業若しくは歯科医業又は病院若しくは診療所に関する広告等に関する指針（医療広告ガイドライン）に関するQ&A」（平成30年10月24日付け厚生労働省医政局総務課事務連絡）

以上



消費者庁

Consumer Affairs Agency, Government of Japan



厚生労働省

Ministry of Health, Labour and Welfare



独立行政法人

国民生活センター

美容医療を受ける前にもう一度

きちんと説明を受け理解したか、美容医療を受ける前に再チェック。説明を受けていなければ、医師に聞いてみましょう。

Check
1

使用する薬などがどのようなものか、自分で説明できますか？

* 美容目的の自由診療で用いる薬や材料、機器などは、法律（医薬品医療機器等法）で承認などがされていない場合があります。そのため、あなたに使用される医薬品や医療機器等がどのようなものなのか、その安全性と有効性について自分で説明できるくらいまで、医師の説明をしっかりと聞いて理解しましょう。

Check
2

効果だけでなく、リスクや副作用などについても知り、納得しましたか？

* 施術の効果だけでなく、施術に伴うリスク（副作用、合併症・後遺症の有無、発症確率、術中の痛みや苦痛など）についても説明を聞いて理解し、万が一のリスクを受け入れられるまで「効果とリスクのバランス」について納得できていますか。



* また、当初期待したとおりの効果がない場合もあることを理解しておきましょう。

* 国内で承認されている医薬品の副作用で万が一健康被害があったとき、公的な救済制度（医薬品副作用被害救済制度）がありますが、原則として決められた用法・用量等に従って使用されていない場合は救済対象になりません。

Check
3

ほかの方法や選択肢の説明も受け、自分で選択しましたか？

* ほかの施術方法が存在する場合には、それぞれの効果・リスク・費用・保険適用の有無などを比較したほかの選択肢についても、理解できるまで説明を聞き、あなた自身で選択しましょう。 医師の勧める施術方法が唯一の方法とは限りません。

Check
4

その美容医療は「今すぐ」必要？ 最後にもう一度、確認しましょう。

* 美容目的の施術は、多くの場合緊急性がありません。「今契約すれば安くなる」などの勧誘に十分気を付けましょう。契約に関わるトラブルが多く報告されています。今すぐ必要ですか？ もう一度、あなた自身の気持ちを確認してください。



4つの✓は入りましたか？

- ▶ 4つ全てにチェックが入らなかった場合や、ほかに心配なことがある場合、希望していない施術を勧められた場合などは、改めて医師から十分な説明を受けた上で、もう一度、よく考えてから施術を受けるか決めましょう。
- ▶ もしも美容医療の施術を受けてトラブルが起こってしまった場合、迷わず、すぐに相談できるよう、裏面の「相談窓口」を確認しておきましょう。

参考にしてください～美容医療に関する新情報～

(1) 日本糖尿病学会が糖尿病治療薬の適応外使用に関する見解を公表しました！

(日本糖尿病学会見解より抜粋)

2型糖尿病治療以外を適応症として承認されたGLP-1受容体作動薬は存在せず、美容・痩身・ダイエット等を目的とする適応外使用に関して、2型糖尿病を有さない日本人における安全性と有効性は確認されていません。

令和2年7月9日 一般社団法人日本糖尿病学会 http://www.jds.or.jp/modules/important/index.php?content_id=191

(2) 国民生活センターが糖尿病治療薬を痩身目的で適応外使用し、消費者に自己注射させるケースの注意喚起を行っています！

(国民生活センター報道発表資料より作成)

2型糖尿病治療薬として承認されているGLP-1受容体作動薬を痩身目的で適応外使用し、消費者に自己注射させるケースがみられます。そこで、消費者トラブル未然防止のため、相談事例や問題点を紹介するとともに、消費者への注意喚起を行っています。

令和2年9月3日(独) 国民生活センター http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20200903_1.html

(3) 女性のみならず男性にも、美容に関する相談は上位にみられます！

若者の商品・サービス別上位相談件数（2019年）

※令和2年版消費者白書より引用

男性				女性			
相談件数(2019年)	2024年	相談件数(2019年)	2024年	相談件数(2019年)	2024年	相談件数(2019年)	2024年
件数	8,789	件数	19,977	件数	15,962	件数	8,238
1 脱毛剤	1,406	貢賊アバート	1,073	貢賊アバート	1,510	脱毛エステ	1,183
2 オンラインゲーム	553	他のデジタルコンテンツ	1,002	フリーロード・サブ	855	貢賊アバート	1,153
3 化粧品その他	361	商品一般	916	商品一般	753	商品一般	1,102
4 アダルト情報サイト	360	脱毛剤	874	他のデジタルコンテンツ	550	他の健康食品	287
5 商品一般	347	フリーロード・サブ	774	普通小型自動車	509	出会い系サイト	957
6 他のデジタルコンテンツ	310	出会い系サイト	683	デジタルコンテンツ(全般)	372	健康食品(全般)	274
7 他の健康食品	246	他の内職・副業	678	出会い系サイト	354	商品一般	875
8 出会い系サイト	227	教養娯楽教材	643	携帯電話サービス	344	出会い系サイト	270
9 デジタルコンテンツ(全般)	204	普通小型自動車	587	光ファイバーサービス	336	コンサート	256
10 化粧水	184	電気	582	脱毛剤	320	アダルト情報サイト	255

黄色：デジタルコンテンツ

黄褐色：一人暮らしがきっかけとなり得るもの

(備考) 1. PIO-NETに登録された消費生活相談情報（2020年3月31日までの登録分）。

■ 青色

：借金に関するもの

青色

：自動車に関するもの

■ 紫色

：美容に関するもの

■ 灰色

：品目は商品キーワード（小分類）

困ったら迷わず相談しましょう～相談窓口のご紹介～

医療安全 医療に関する苦情・心配などのご相談はこちら

→ 医療安全支援センター

医療安全支援センター

検索

※医療安全支援センター総合支援事業ホームページに、全国の医療安全支援センターの連絡先が掲載されています。

契約・トラブル

契約内容や解約条件、被害に遭った場合の対応など、契約に関するトラブル、その他困ったときのご相談はこちら



→ 消費者ホットライン「188(いやや!)」番

※お住まいの地域の市区町村や都道府県の消費生活センター等をご案内する全国共通の3桁の電話番号です。

消費者ホットライン188
イメージキャラクター イヤヤン



参考

法・制度、事故情報について詳しく知りたい場合はこちら

◆医薬品医療機器等法

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000045726.html>

◆医薬品副作用被害救済制度

http://www.pmda.go.jp/kenkouhigai_camp/index.html

◆医療法における病院等の広告規制について

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou_iryou_kokokukisei/

◆事故情報データバンク（消費生活センター等関係機関から寄せられた事故情報が閲覧できます）

http://www.jikojoho.go.jp/ai_national/



消費者庁
Consumer Affairs Agency, Government of Japan



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare



独立行政法人
国民生活センター



美容医療を受ける前にもう一度

きちんと説明を受け理解したか、美容医療を受ける前に再チェック。説明を受けていなければ、医師に聞いてみましょう。



Check
1

使用する薬などがどのようなものか、
自分でも説明できますか？

* その安全性と有効性について自分でも説明できるくらいまで、医師の説明をしっかりと聞いて理解しましょう。



Check
2

効果だけでなく、リスクや副作用などについても知り、
納得しましたか？

* 「効果とリスクのバランス」について納得できていますか。また、当初期待したとおりの効果がない場合もあることを理解しておきましょう。



Check
3

ほかの方法や選択肢の説明も受け、
自分で選択しましたか？

* 理解できるまで説明を聞き、あなた自身で選択しましょう。医師の勧める施術方法が唯一の方法とは限りません。



Check
4

その美容医療は「今すぐ」必要ですか？
最後にもう一度、確認しましょう。

* 契約に関わるトラブルが多く報告されています。
今すぐ必要ですか？もう一度、あなた自身の気持ちを確認してください。

4つの ✓ は入りましたか？

- ▶ 4つ全てにチェックが入らなかった場合や、ほかに心配なことがある場合、希望していない施術を勧められた場合などは、改めて医師から十分な説明を受けた上で、もう一度、よく考えてから施術を受けるか決めましょう。
- ▶ もしも美容医療の施術を受けてトラブルが起こってしまった場合、迷わず、すぐに相談できるよう、裏面の「相談窓口」を確認しておきましょう。

参考にしてください～美容医療に関する新情報～

「医療機関等がGLP-1ダイエット等と称する療法」について、注意喚起されています！

(1) 日本糖尿病学会が糖尿病治療薬の適応外使用に関する見解を公表しました！

(日本糖尿病学会見解より抜粋)

2型糖尿病治療以外を適応症として承認されたGLP-1受容体作動薬は存在せず、美容・痩身・ダイエット等を目的とする適応外使用に関して、2型糖尿病を有さない日本人における安全性と有効性は確認されていません。

令和2年7月9日 一般社団法人日本糖尿病学会 http://www.jds.or.jp/modules/important/index.php?content_id=191

(2) 国民生活センターが糖尿病治療薬を痩身目的で適応外使用し、消費者に自己注射させるケースの注意喚起を行っています！

(国民生活センター報道発表資料より作成)

2型糖尿病治療薬として承認されているGLP-1受容体作動薬を痩身目的で適応外使用し、消費者に自己注射させるケースがみられます。そこで、消費者トラブル未然防止のため、相談事例や問題点を紹介するとともに、消費者への注意喚起を行っています。

令和2年9月3日(独) 国民生活センター http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20200903_1.htm

(3) 女性のみならず男性にも、美容に関する相談は上位にみられます！

若者の商品・サービス別上位相談件数（2019年）

※令和2年版消費者白書より引用

		男性	
		15~19歳	20~24歳
		件数	件数
1	脱毛剤	8,769	1,406
2	オンラインゲーム	1,073	553
3	化粧品その他	1,510	955
4	アダルト情報サイト	1,002	361
5	商品一般	753	916
6	他のデジタルコンテンツ	550	874
7	他の健康食品	509	774
8	出会い系サイト	372	683
9	他の内観・副業	354	678
10	会員登録料	320	683

		女性	
		15~19歳	20~24歳
		件数	件数
1	他の健康食品	17,918	8,238
2	脱毛エステ	1,669	1,615
3	商品一般	926	392
4	他のデジタルコンテンツ	728	1,153
5	出会い系サイト	561	287
6	他の健康食品(全般)	468	274
7	コンサート	448	270
8	アダルト情報サイト	425	256
9	デジタルコンテンツ(全般)	379	255
10	脱毛剤	371	520
	会員登録料	324	395
	美容エステ	368	184
	役務その他サービス	324	160

黄色 : デジタルコンテンツ

青緑色 : 一人暮らしやさっかげとなり得るもの

青色 : 借金に関するもの

青色 : 自動車に関するもの

青色 : 美容に関するもの

(備考) 1. PIO-NETに登録された消費生活相談情報 (2020年3月31日までの登録分)。

2. 品目は商品キーワード (小分類)。

困ったら迷わず相談しましょう～相談窓口のご紹介～

医療安全 医療に関する苦情・心配などのご相談はこれら

→ 医療安全支援センター

医療安全支援センター

検索

契約・トラブル

契約内容や解約条件、被害に遭った場合の対応など、
契約に関するトラブル、その他困ったときのご相談はこれら

→ 消費者ホットライン「188(いやや!)」番

※お住まいの地域の市区町村や都道府県の消費生活センター等
をご案内する全国共通の3桁の電話番号です。

消費者ホットライン188
イメージキャラクター イヤヤン



消費者庁
Consumer Affairs Agency, Government of Japan



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare



独立行政法人
国民生活センター